

議案第 6 4 号

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、同項第 4 号中「第 1 3 条」を「第 1 3 条第 1 項若しくは第 1 3 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 4 条第 2 項第 4 号の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 3 1 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。